

沖縄移住支援サービス約款

第1条【目的・適用】

本約款は、琉球テクノソリューションズ株式会社（以下、「当社」という）の沖縄移住支援サービス（以下「移住支援サービス」という）の利用に関するルールを定めたもので、当社が提供する支援サービスを利用する者（以下、「利用者」という）を対象としたものです。当社の移住支援サービスを利用する際は、本約款の内容を確認いただき、同意のうえで申し込むものとします。

第2条【移住支援サービス内容】

1.住まい探し支援

利用者が希望する条件において賃貸及び分譲物件を、当社の提携先不動産会社が探し、情報を提供する支援サービスです。

2.仕事探し支援

利用者のスキル・経歴等を考慮し、利用者の希望する条件において就職先を、当社の提携先人材サービス会社が探し、情報を提供する支援サービスです。

3.ローカル情報提供

利用者の希望する移住地域に関する情報（自治体の制度、子育て環境、学校や教育、病院、公園、商業施設など）を当社が集め、利用者へ提供するサービスです。

4.コミュニティ

利用者は、当社の企画・運営するコミュニティ（SNSグループ、うちなーんちゅ交流会、移住者交流会）に参加することができます。

第3条【申込から契約・利用までの流れ】

- 1.利用者は、利用にあたりメール・電話にて移住支援サービスを申し込みます。
- 2.当社のスタッフよりサービスの詳細をメール・電話・ビデオ会議にてご説明します。
- 3.利用者は当社の指定した口座に料金を振り込みます。振り込み手数料が発生する場合は、利用者の負担といたします。
- 4.移住支援サービスにおける契約成立は、当社にて振り込みが確認できた旨、及びサービス提供開始のご案内をメールで送信した時とします。
- 5.契約日は、前項の契約成立時とします。

第4条【クーリングオフ】

利用者からの申出により契約を解除できる期間を契約日から原則8日間とします。但し、契約日から8日以内の場合でも移住支援サービスの作業に着手した後は、契約を解除で

きないものとしします。

第5条【サービスの停止】

利用者が次の事項に該当した場合は、当社は直ちにサービスを停止いたします。

- (1) 本約款をお守りいただけない場合
- (2) スタッフへの暴行、ハラスメント、脅迫、恫喝、威嚇等やスタッフの名誉を損なう言動または行為があった場合
- (3) 利用者が暴力団関係団体等の反社会的勢力の構成員または関係者である事が判明した場合
- (4) 本サービスに関する通知を行った日から1ヶ月経過しても利用者からご連絡のない場合
- (5) 正当な理由なく、当社からの連絡にご返信頂けない場合
- (6) 仕事探し支援サービスにおいて、サービスの範囲を超える要望を繰り返し行う場合
- (7) 仕事探し支援サービスにおいて、利用者が正当な理由なく、面談もしくは選考試験・面接を事前の連絡なく欠席し、または利用者が正当な理由なく、採用内定を受諾後に辞退する等の行為があった場合
- (8) その他、当社がサービス継続、困難と判断した場合

第6条【免責事項】

利用者が次の事項に該当した場合は、当社は何らの責任を負いません。

- (1) 住まい探し支援サービスにおいて、利用者が入居審査を通過できなかった場合
- (2) 仕事探し支援サービスにおいて、利用者が紹介企業の面接を受けた結果、採用内定を取れなかった場合

第7条【損害賠償】

1. スタッフの過失によって、利用者が損害を被った場合、当社は、スタッフの責めに帰すべき事由から現実かつ直接的に生じた損害の範囲で、損害賠償責任を負います。ただし、利用者の損害発生につき、利用者の過失が認められるときは、当該利用者の過失割合により 当社の損害賠償責任が減縮されるものとしします。
2. 戦争、天災地変、交通機関の事故、通信の途絶、第三者の犯罪行為に巻き込まれた場合やその他やむを得ない事情等、スタッフの責めに帰さない事由から利用者が被った損害、および利用者自身の故意または過失から生じた損害については、当社は責任を負わないものとしします。

第8条【個人情報の取り扱い】

利用者が当社のスタッフに提供した個人情報は、当社の個人情報保護方針に基づき利用

し、適切に管理いたします。なお、個人情報保護方針は、当社のWEBサイトにて公開するものとします。

第9条【協議解決】

本約款および関連する規定等に関し、適用上の疑義が生じ、または定めのない事項に関する問題が生じた場合は、利用者と当社が双方誠意をもって話し合い、相互に協力、理解して問題解決を図るものとします。

第10条【管轄裁判所】

利用者と当社との間で裁判上の争いとなったときは、当社の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を、第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

第11条【本約款の変更】

当社は、サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他移住支援サービスの円滑な実施のため必要がある場合に、本約款を変更することができます。その際、当社は、本契約を変更する旨、変更後の本契約の内容および変更の効力発生日について、変更の効力発生日までに次に定める方法を適宜活用して利用者への周知を図ります。

- (1) 利用者への配付
- (2) 電子メールの送信等の電磁的方法
- (3) WEBサイトへの掲示
- (4) 定款に定める公告の方法、その他当社が定める適切な方法

以上

2020年10月1日制定

琉球テクノソリューションズ株式会社